

「地方交付税制度の充実を目指して」

—持続可能な地方財政運営のために—

平成 20 年 4 月

都市財政基盤確立小委員会

(概要)

I 地方分権と財政についての基本的な考え方

1. 地方分権と地方財政

○真の地方分権の実現には、国の法令等による関与・義務付けを縮小するとともに、自主財源を含め、一般財源の充実によって、行政面のみならず財政面においても自主性を向上させることが不可欠。

2. 地方財政を支える地方交付税

○我が国のように、多様な自然的・社会的・経済的条件によって地域間で税源が偏在する状況下では、誰もがどこにいても生活に必要な行政サービスを楽しむためには、財源保障・財源調整の両機能を合わせ持つ地方交付税の役割は重要であり、今後も堅持されることが必要。

II 地方財源の充実に向けた考え方

1. 地方財政の現況

(1) 地方歳出削減の影響（経年の財政規模の推移）

- 国と地方自治体を通じた多額の債務残高解消に向けて、累次の「基本方針」により、地方財政歳出の圧縮が行われ、地方交付税は大幅に削減。
- 今後の地方財政は、社会保障費や既存施設の維持管理費の増嵩が見込まれることから、社会状況の変化に的確に対応するための十分な財源が必要。

(2) 行政改革の推進

- 地方財政計画の歳出抑制に対応するため、地方自治体は国に先駆けて給与カットや定数削減等の行政改革を断行。
- 地方自治体は、官・民の役割を見直して民間にできることは民間に委ね、簡素で効率的な行政運営に努力。
- 地方自治体の行政サービスは、住民生活に密着したものがほとんどであり、そのサービスは人的資源によって行われるものが多く、職員数そのものが事業の実行を担保していることから、行政改革には限界があることを認識すべき。

(3) 法令による関与・義務付け

- 平成 12 年の地方分権一括法以後も、国による関与・義務付け、必置規制は未だに多数存在し、その大半は財政措置が不十分。
- 事務を地方自治体に義務付けながら、財源を保障していないため、地方財政の柔軟性は喪失。

(4) 財政構造の硬直化

○扶助費や公債費などの義務的経費の増嵩によって地方自治体の財政構造は硬直化。

2. 一般行政経費の充実確保 - 政策的経費の必要性

○地方自治体は、地域住民のニーズに応じた行政サービスを提供することで、地域らしさを創出しているが、それは一般行政経費で対応。

○一般行政経費は地方自治体自らの判断により、住民が必要とする行政需要に的確に 대응するためのもので、地方自治体独自の「政策的な経費」。

○政府の掲げる「地方の元気は日本の活力の源」の実現には、個々の地方自治体に合った独自の施策の展開を可能とする財政基盤の確立が重要。

3. 投資主体から経常重視へ 新設主体から維持へ

①投資主体から経常重視へ

○地方自治体の財政需要の重心は施設整備等のハード中心から少子高齢化対策、人材育成等のソフト中心へ変化。

○今後も、社会保障関係分野への積極的な取り組みが求められており、その財政需要は拡大の見込み。

②新設主体から維持へ

○累次の基本方針により、近年の投資的経費は大幅削減。

○投資的経費の抑制基調の中で、既存施設の維持補修が大きな財政需要として顕在化してきており、そのために必要な財源確保が不可欠。

4. 地方財政計画の現状

○地方財政計画は標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障するもの。

○地方財政計画の作成は、各地方自治体の実際の結果を踏まえた需要額の集計・積み上げではなく、国が独自に検討、作成。さらに、国の方針により、近年の地方財政計画自体は圧縮。

Ⅲ 一般財源としての地方交付税の充実に向けた考え方

1. 地方財政計画の歳出構造

○地方財政計画の歳出項目は、マクロで地方自治体の需要を捉えたものであり、細かな各地の地域性、経済状況は反映されない構造。

○地方財政計画を地方自治体の財政需要の実態を十分踏まえたものとするためには、年間を通じて、地方自治体の代表者が計画策定に携わり、その意見が反映される仕組み（「地方行財政会議」）が必要。

2. 税源移譲と地方交付税

○地方分権を一層推進するためには、地方自治体が担う事務に見合う税源配分となるよう税源移譲による地方税の充実が重要。

○地域間の格差拡大が税源移譲にあるとする意見があるが、これまでの地方交付税の大幅な削減が交付税の財源保障・財源調整両機能を大きく低下させたこと

が要因。

○地方交付税原資となっている国税が税源移譲対象となった場合でも、マクロでの地方交付税が減少することがあってはならない。

3. 地方交付税と特定の政策誘導

○地方交付税の算定は、客観的かつ合理的に財政需要を算定するもの。「頑張る地方応援プログラム」は国が政策優先順位をつける新たな関与であり、地方分権の趣旨に反するもの。

○国の特定の政策を行う目的で、それに要する地方債の元利償還金を交付税に算入する手法は原則廃止。

○これまで国の政策に基づき地方自治体が実施した事業については、国において確実に財源手当てが必要。

4. 新型交付税

○新型交付税は、仮に国の関与・義務付けが廃止、縮小されても、人口と面積では単純に算定しがたい地方自治体の需要が存在することを認識すべき。

5. 地方再生対策費

○「地方再生対策費」は、地方税の偏在是正のためとはいえ、その財源を地方税の水平調整に求めたことは問題。

○地方税の偏在是正は、地方税の水平調整により行うのではなく、まずは偏在性の少ない税源を国から地方自治体へ移譲する垂直調整により行い、偏在の有様を縮小することが本質。

○早急に消費税を含む抜本的な税体系の改革をすべき。

6. 地方交付税から地方共有税へ

○地方共有の固有財源である地方交付税が国の裁量により一方的に削減されることがないように、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直入する地方共有税に変更。

IV 地方交付税の充実のためのポイント

1. 地方交付税の復元・増額

○大幅に削減された地方交付税の復元を行い、地方自治体の財政需要に見合った地方交付税のあるべき姿に戻すべき。

○福祉、医療費などの地方自治体の財政需要が増大していることを踏まえ、地方交付税総額の増額が必要。

○必要な地方交付税総額に比して国税5税の法定率分が不足する場合は、地方交付税法第6条の3第2項に則り、地方交付税率の引上げ又はそれに替わる制度改正により総額を確保すべき。

2. 基準財政収入額の適切な算定

○平成19年度は、当初見込みより地方税が大幅に減収となったことから、基準財政収入額の市町村民税の所得割、法人税割が過大算定となり、地方一般財源に

多大な影響。

- 市町村民税（所得割）に法人税割と同様に精算制度を導入すべきとの意見があるが、各地方自治体への影響や税収の動向を勘案しつつ、慎重に検討すべき。
- 実際の税収と乖離が生じ、算定が過大となった場合には適切な補てん措置が必要。

3. 地方自治体の実態に基づいた基準財政需要額の算定

- 近年、少子高齢化等により、社会保障分野にかかる地方自治体の財政需要は急速に拡大。
- 地方交付税は、地方自治体の実態に基づく財政需要を的確に把握し、標準的な行政サービスと地方自治体に実施が義務付けられた事務等に必要な財源を保障。
- 実際には、事務事業を地方自治体が実施した場合、基準財政需要額の算定が実態に即していないため、算入不足となっている事務や全国で普遍的に取り組まれている事務でありながら適切に財源措置がなされていない事務が多数存在。
- 具体例として、平成 18 年度の生活保護費（扶助費）及び児童扶養手当（扶助費）の算入不足の状況、民間保育所運営費等助成事業、乳幼児等医療費助成事業の全国の実施状況を提示。

4. 持続可能なまちづくりのための社会基盤施設の維持

- 地方自治体は持続可能なまちづくりにむけて、社会基盤施設等の新設から既存施設の修繕・修復などによる長寿命化へと方針を転換。今後は、これらの施設の維持等にかかる費用の増嵩に必要な財源を確保することが重要な課題。
- 社会保障関係費等の経常経費の増嵩が見込まれる中であって、それらを支える基盤的な施設の維持、補修にも十分な財政措置が必要。
- 具体例として、「橋りょうの修繕・架け替え」及び「学校の耐震化」について、現時点で見込まれる財政需要の抽出調査を実施。